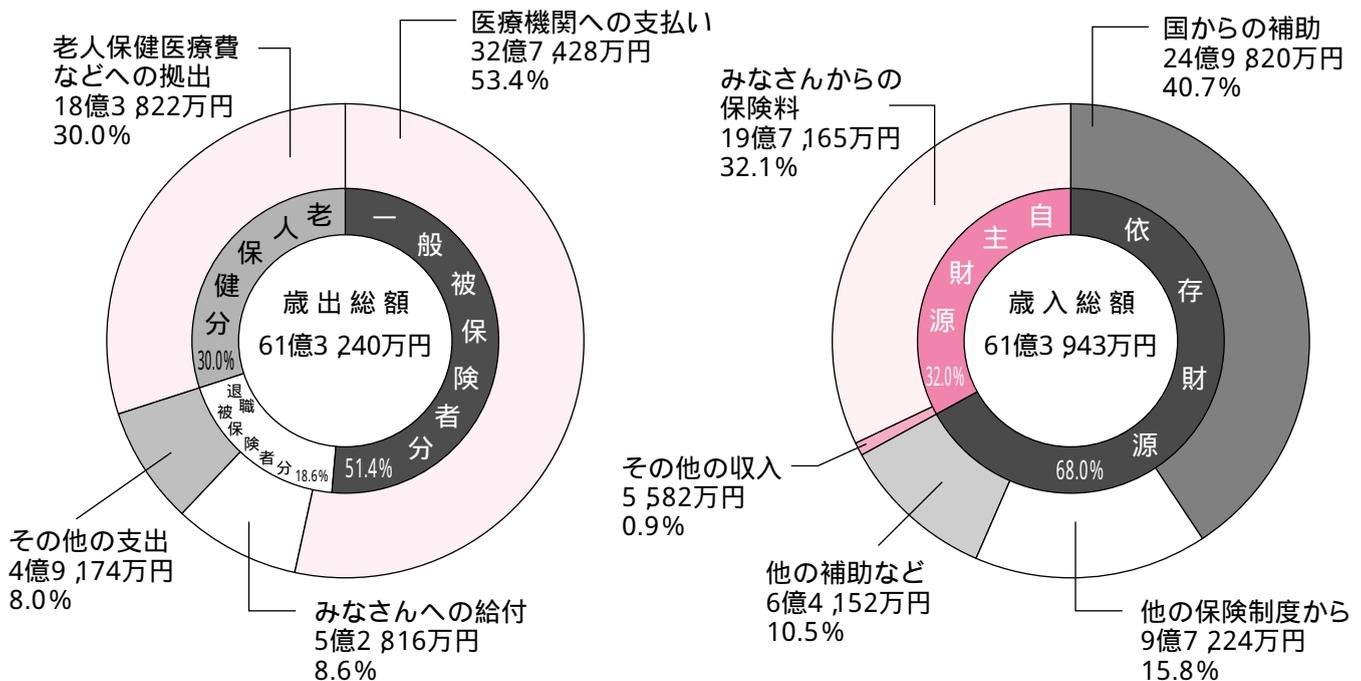


お知らせします

# 平成14年度 国民健康保険 の決算状況

平成14年度津山市国民健康保険の決算がまとまりました。下のグラフはその大まかな状況です。



## 歳出の部

### 医療機関への支払い

みなさんが病院などで支払うのは、かかった医療費全体の1割から3割です。残りのすべてを国保から支払っています。みなさんの保険料のほとんどは、この支払いにあてられています

### 老人保健医療費などへの拠出

老人保健法医療受給者証(白色)を持っている人の医療費は、自己負担分を除きすべて老人保健特別会計から支払われます。この財源は、国・県・市からの補助金のほかに国保などの各医療保険が分担しています

### みなさんへの給付

高額療養費制度による医療費の払い戻しや出産育児一時金、葬祭費の支給などです

## 歳入の部

### 他の保険制度から

退職被保険者分の医療費については、退職者医療制度により現役世代の加入している保険(健康保険など)からお金が交付されています

### 他の補助など

市の一般会計からの繰入金などです

### その他の収入

国民健康保険の会計を安定的に運営するために積み立てている療養給付費支払準備基金からの繰入金などです

### 退職被保険者

保険証の表紙に(退)の表示がある人(年金受給権があり、厚生年金や共済年金に20年以上または40歳以降10年以上加入していた人およびその被扶養者。老人保健の人を除く)

このように、国保の財政はみなさんの医療費と大きくかかわっています。お医者さんの掛け持ちや緊急でない時間外受診(医療費が加算されます)をしていませんか? かかりつけのお医者さんの指示を守り、早期治療に努めましょう。

国民健康保険についてのお問い合わせは、市保険年金課(市役所1階6番窓口) ☎32 2071へどうぞ。